



# 島根県報

平成20年11月28日（金）

号外 第 142 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則

（総 務 課） 2

**公布された条例等のあらまし**

## ◇知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則（規則第81号）

## 1 規則の概要

(1) 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則は、廃止することとした。

(2) (1)に伴う島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の規定の整理

## 2 施行期日

平成20年12月1日から施行することとした。

**規 則**

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第81号**

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和40年島根県規則第51号）は、廃止する。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第95条の規定によりなお従前の例によることとされた特例民法法人（整備法第42条第2項に規定する特例民法法人をいう。以下同じ。）の業務の監督については、この規則による廃止前の知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第3条及び第5条から第16条までの規定の例により行う。

（島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正）

3 島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年島根県規則第113号）の一部を次のように改正する。

別表第1 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和40年島根県規則第51号）の項を削る。

（島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

4 整備法第95条の規定によりなお従前の例によることとされた特例民法法人の業務の監督が行われる間は、前項の規定による改正前の島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則別表第1 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和40年島根県規則第51号）の項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。